

国として保存・継承すべき歴史的風土の範囲

1. 「政令都市の指定要件」の見直しの論点

古都の指定に係るこれまでの検討、現在の要件を定めた後の経済社会情勢の変化等に鑑み、「政令都市の指定要件」を見直す必要がある。
その場合、要件ごとに、次に示すような論点が考えられる。

○ 第一要件（「古都」の要件）について

長期にわたってわが国往時の**全国的な**政治の中心地**又は**時代を代表する歴史上重要な**文化**の中心地であった都市であること。

- ・「長期にわたって」を削除するか、その示す期間について柔軟に解釈すべきではないか。
- ・「全国的な」に示す範囲については、柔軟に解釈すべきではないか。
- ・「長期にわたって」は「又は」以下には係らないと解釈すべきではないか。
- ・「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」は、文化のみならず政治も含まれるべきではないか。

○ 第二要件（「歴史的風土」の要件）について

史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。

- ・この要件は、制度の対象である「歴史的風土」そのものの要件を示すものであり、緩和できないのではないか。
- ・この要件に該当しない都市について、別途国として講ずべき措置があるのではないか。

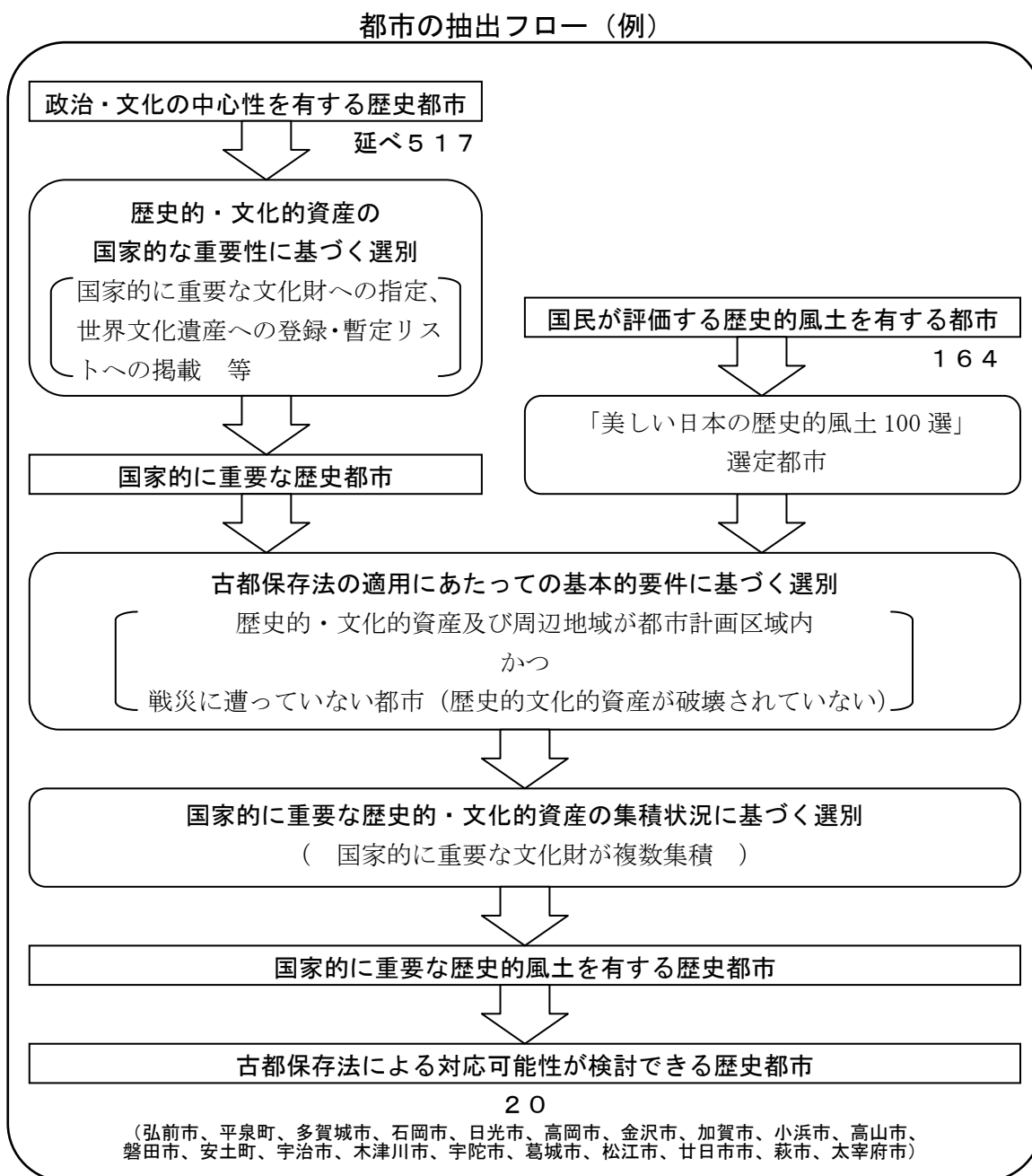
○ 第三要件（開発圧力の要件）について

市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯の恐れがあるため、積極的な維持、保存の対策を講ずる必要のある都市であること。

- ・市街化若しくはその他の開発行為が顕著に認められない都市でも、予防的に措置すべきではないか。（平成10年意見具申）
- ・開発圧力に対応した土地利用の規制・誘導制度が既に充実しているものであっても、総合的な対策の観点から措置すべきではないか。

2. 新たな「古都」指定を検討するためのケーススタディ

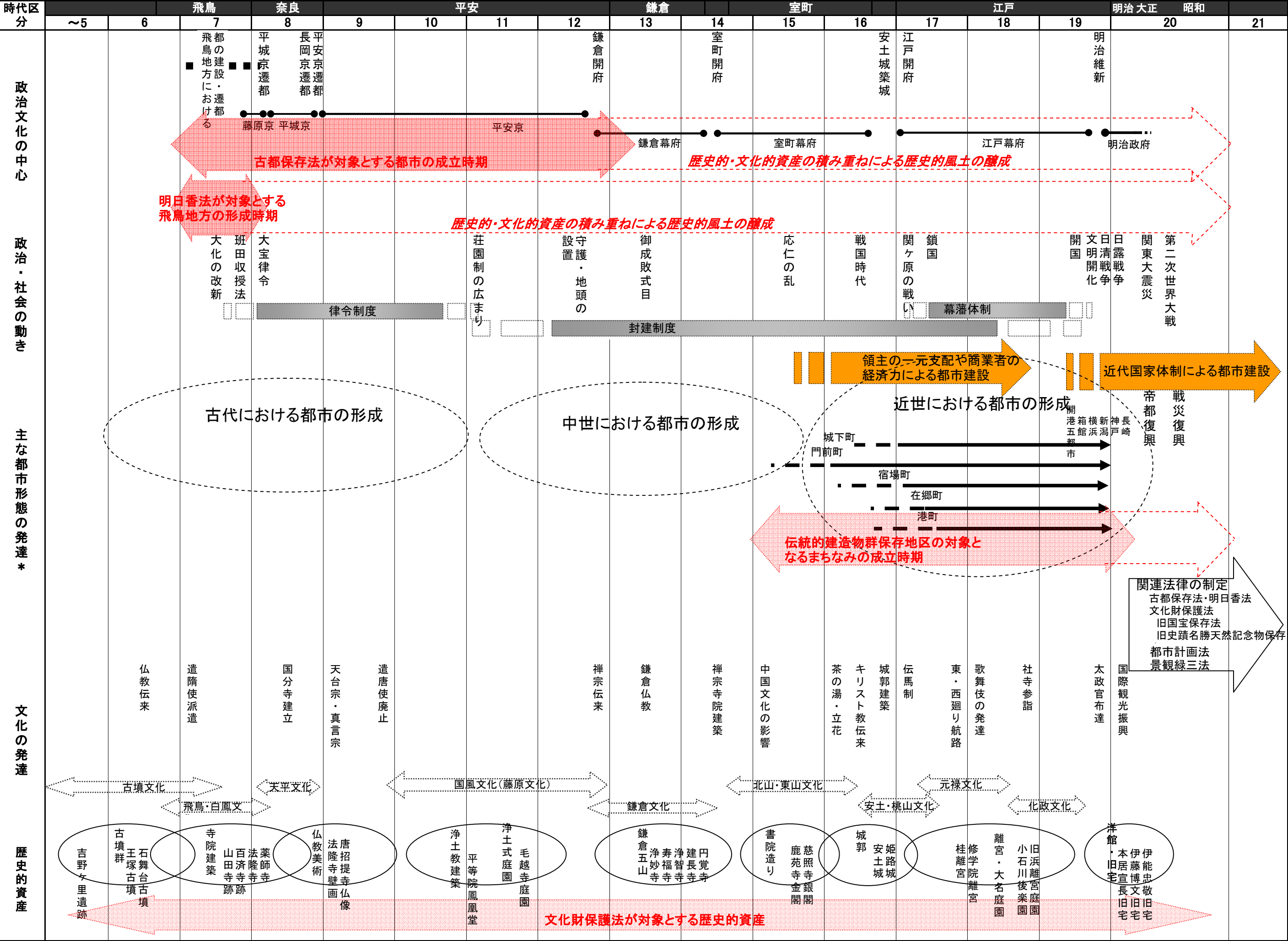
1. の論点に応じて「古都」の指定要件を明確化した場合、現在の 10 都市に加え、新たに「古都」に指定する可能性のある都市を抽出することができる。



上記 20 都市などから、6 都市（平泉町（岩手県）、金沢市（石川県）、安土町（滋賀県）、萩市（山口県）、太宰府市（福岡県）、那覇市（沖縄県））の概要を示す。

ただし、これをもって、当該都市の古都指定の是非を議論するものではない。

歴史的・文化的資産を有する都市・法制度等の関連概念図



平 泉 町



平泉町（岩手県）

●基礎データ

- 総人口：8,891 人 （2005 年国勢調査）
- 総土地面積：6,339 ha
- 昭和 30 年 4 月 15 日、平泉村と長島村が合併して成立。
- 岩手県の南部に位置する。
- 北上盆地を挟んで、東が東稲山を主峰とする 500m 級の連山、西が奥羽山脈から張り出す標高 200m 内外の平泉丘陵の間にわたる。盆地中央を北上川が南流し、平泉丘陵を挟んで西から戸河内川・太田川が流入している。



●歴史的位置づけ＜第一要件＞

古代の藤原氏三代関連遺跡は、これまで年次計画に基づき発掘調査が実施されてきている。

前九年の役、後三年の役のあと、嘉保年間（1094～1096）、清衡は平泉を奥州に君臨する者の都とすべき土地とみなし、江刺郡豊田館より移ってきた。「吾妻鏡」は、仏都平泉について「造立するところの堂塔、幾千万宇なるか知らず」といささか過大に賛嘆しながら、中尊寺の寺塔 40 余宇、禅坊 500 余宇、他に基衡の妻の建立による観自在王院、秀衡の建立による無量光院などを書き上げている。藤原氏時代の平泉の都市形態は、北と西の山際が中尊寺・毛越寺・観自在王院などのある寺社地区、中央が清衡・基衡の居館のある柳の御所と秀衡の居館のある伽羅の御所、その周辺が一族・高級家臣が居住する行政・居住地区であった。「吾妻鏡」に「金色堂の正方、無量光院の北に並べて宿館を構ふ」「観自在王院の南大門の南北路、東西に数十町に及びて倉町を造り並べ、また数十字の高屋を建つ、同院の西面、南北に数十字の車宿あり」とあることや、毛越寺付近に直行する古道が確認されていることから、決して無計画に造営されたものではなかったとみられる。

源義経が平泉の地に入ったのは承安 4 年（1174）の頃といわれる。秀衡の権勢は、この頃中央の認めるところとなるが、源頼朝と秀衡の関係は、平氏の滅亡、弟義経との対立、秀衡の義経庇護の流れの中で次第に悪化し、秀衡の死後まもなく藤原氏圧迫が開始され、文治 5 年（1189）藤原氏は滅びている。

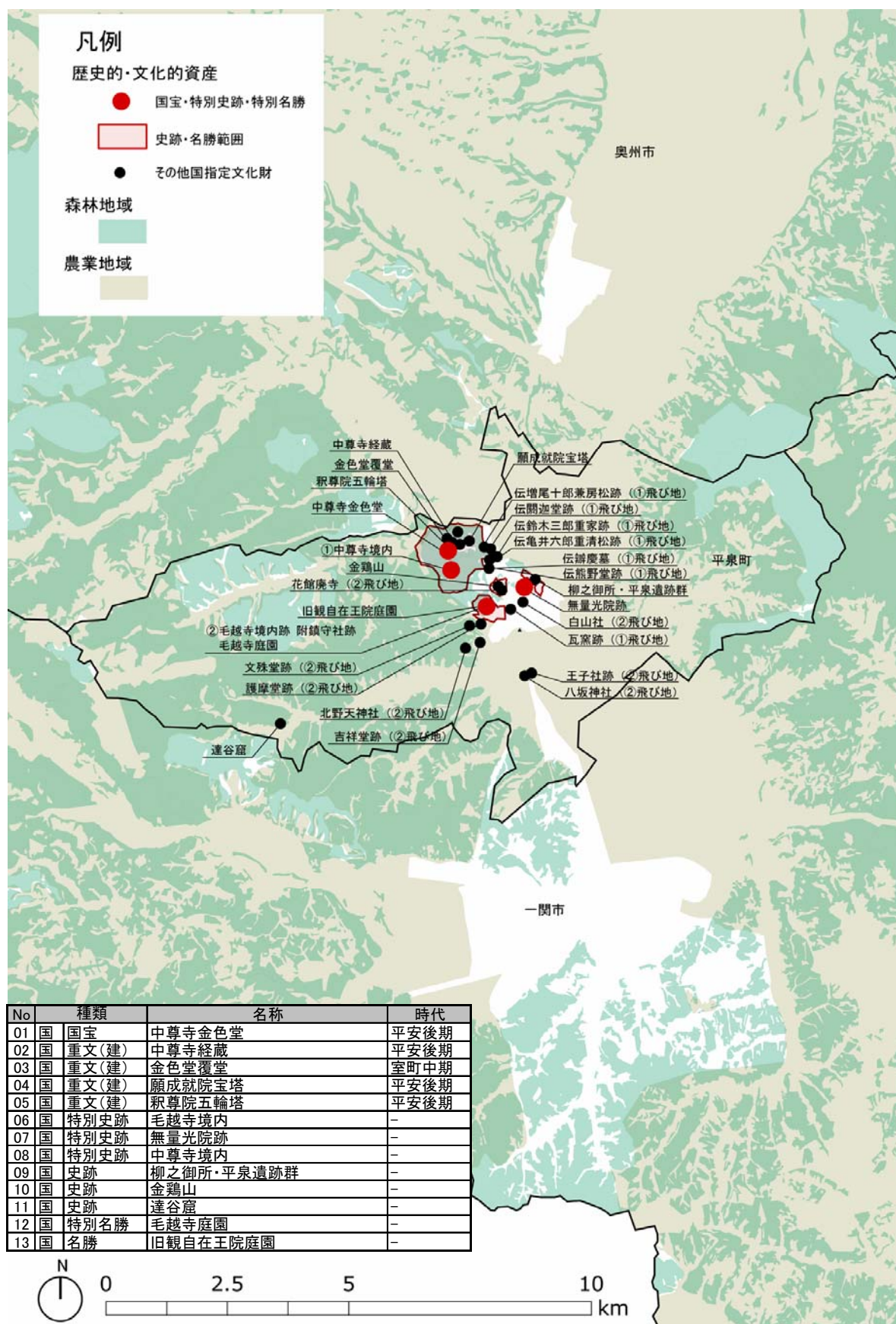
文治 5 年奥州合戦ののち、平泉は鎌倉幕府直轄の特別都市となり、名称も平泉保と改められた。中尊・毛越両寺をはじめとする平泉の諸寺院は幕府の保護を受け、寺領も安堵されている。

南北朝期には、毛越寺のうち円隆・嘉祥の両寺は正慶 4 年、中尊寺のうち金色堂・経蔵を除く堂塔は延元 2 年にそれぞれ焼失されたと伝えられている。また、天正元年（1573）葛西氏と大崎氏の合戦に際して、南大門と観自在王院が焼失、慶長 2 年（1597）には常行堂と法華堂が野火のために焼失している。これら諸堂宇焼失の経過は、中世都市平泉の没落を象徴するものである。

近世、平泉町域は仙台藩伊達氏の支配下に入る。元禄 2 年には松尾芭蕉が来訪し、「夏草や兵どもが夢の跡」の句を残している。

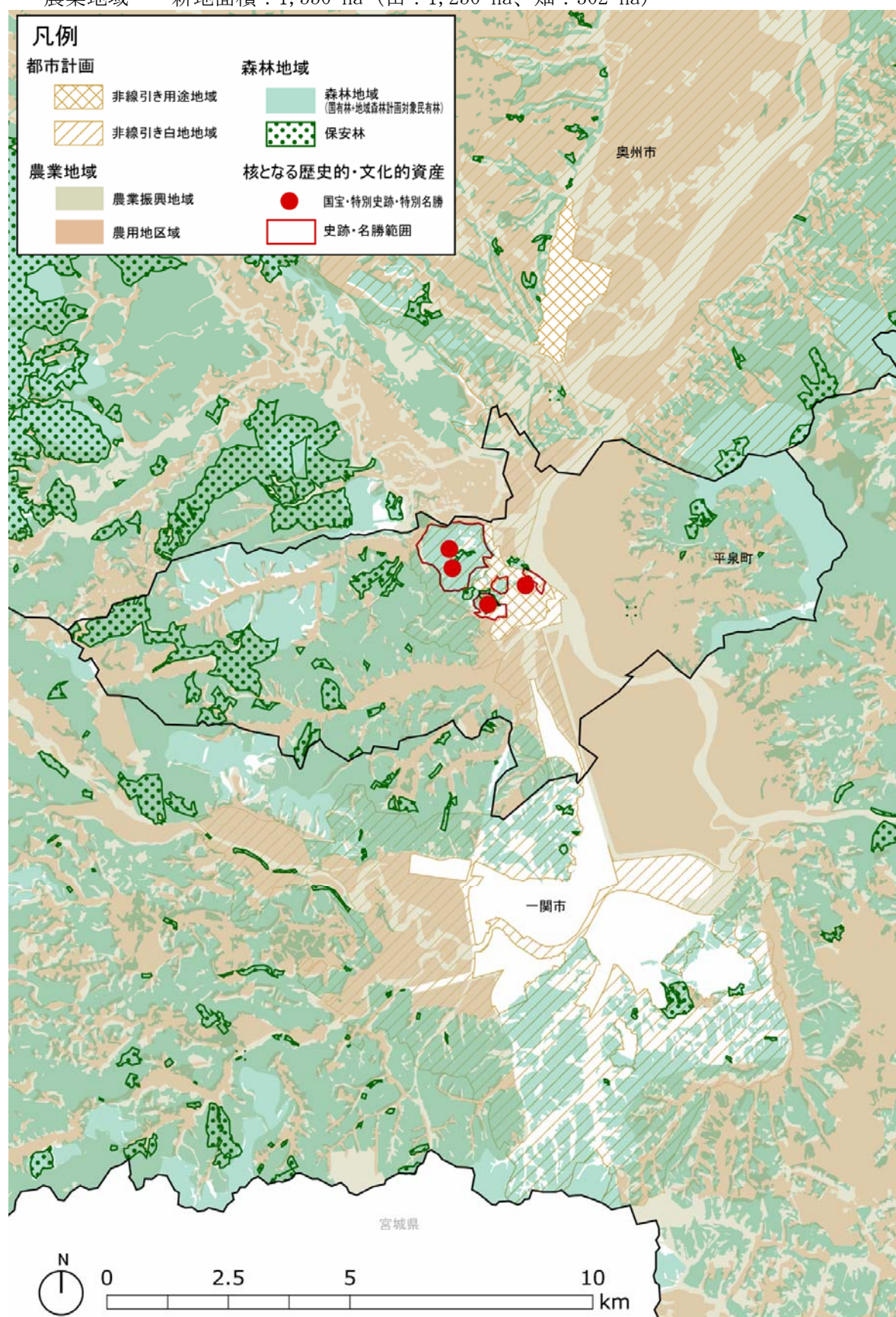
●歴史的・文化的資産と自然的環境の現状＜第二要件＞

○歴史的・文化的資産（国指定文化財）と自然的環境：



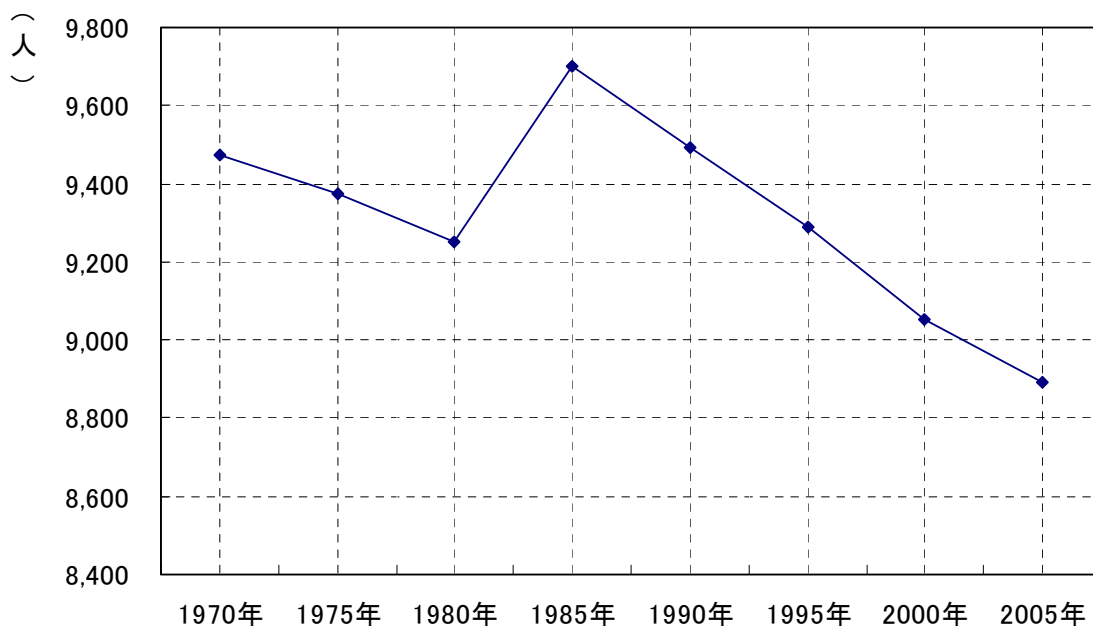
○自然的環境にかかる法規制の状況：

- ・都市計画 都市計画区域面積 1,200 ha、市街化区域面積 - ha
- ・森林地域 林野面積：3,063 ha（国有林：387 ha、民有林：2,676 ha）
- ・農業地域 耕地面積：1,550 ha（田：1,250 ha、畑：302 ha）



●近年の開発動向など＜第三要件＞

○人口動向



資料：国勢調査

○都市計画法開発行為、農地法農地転用状況

都市計画法に基づく開発許可 (ha)

年度	合計		宅地系(特定工作物以外)				その他(特定工作物)			
			市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域		市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成12年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成13年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成14年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成15年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成16年度	1	0.6	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0

農地法に基づく農地転用の許可または届出 (ha)

年度	合計		内 市街化区域		内 1000㎡以上		許可・届出以外
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
平成13年度	29	2.4	0	0.0	6	1.4	8.0
平成14年度	38	2.1	0	0.0	4	0.7	5.4
平成15年度	99	6.7	0	0.0	14	5.0	8.9
平成16年度	32	1.8	0	0.0	8	0.3	9.5
平成17年度	20	2.1	0	0.0	5	0.8	2.0

その他法(農振法、森林法、自然公園法)に基づく開発許可等 (ha)

年度	農振法		森林法		自然公園法	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成12年度	0	0.0	0	0.0	—	—
平成13年度	0	0.0	0	0.0	—	—
平成14年度	0	0.0	0	0.0	—	—
平成15年度	0	0.0	0	0.0	—	—
平成16年度	0	0.0	0	0.0	—	—

(*) —：該当なし

資料：土地利用動向調査

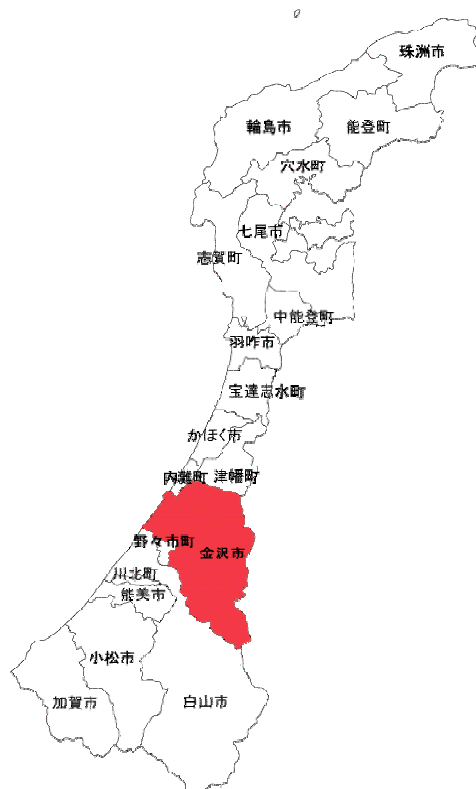
金 沢 市



金沢市（石川県）

●基礎データ

- 総人口：455,449 人（2005 年国勢調査）
- 総土地面積：46,777 ha
- 明治 22 年（1889）4 月 1 日に成立。その後、編入が行われ昭和 37 年に現行市域。
- 石川県の中央やや南寄りに位置する。
- 地形は、市域の東部から南部にかけての半ばが白山山系とその北端部をなす礪波丘陵の西斜面の山地によって構成され、西部から北部にかけての半ばは沖積平地をなし金沢平野の北部を占める。市域の南東端が標高 1,644.3m の奈良岳、西端が日本海の汀線、北端が河北潟の干拓地で、南東から北西に大きく傾斜している。



●歴史的位置づけ＜第一要件＞

古墳時代前期のこの地域における中核集落や、それを基盤とする有力首長勢力は、市街地北端の金腐川と森下川にはさまれた礪波丘陵西麓線の小坂・森本地区に形成され、古墳群も多く立地している。また古墳時代後期は市域の東部から北東部に古墳が集中している。

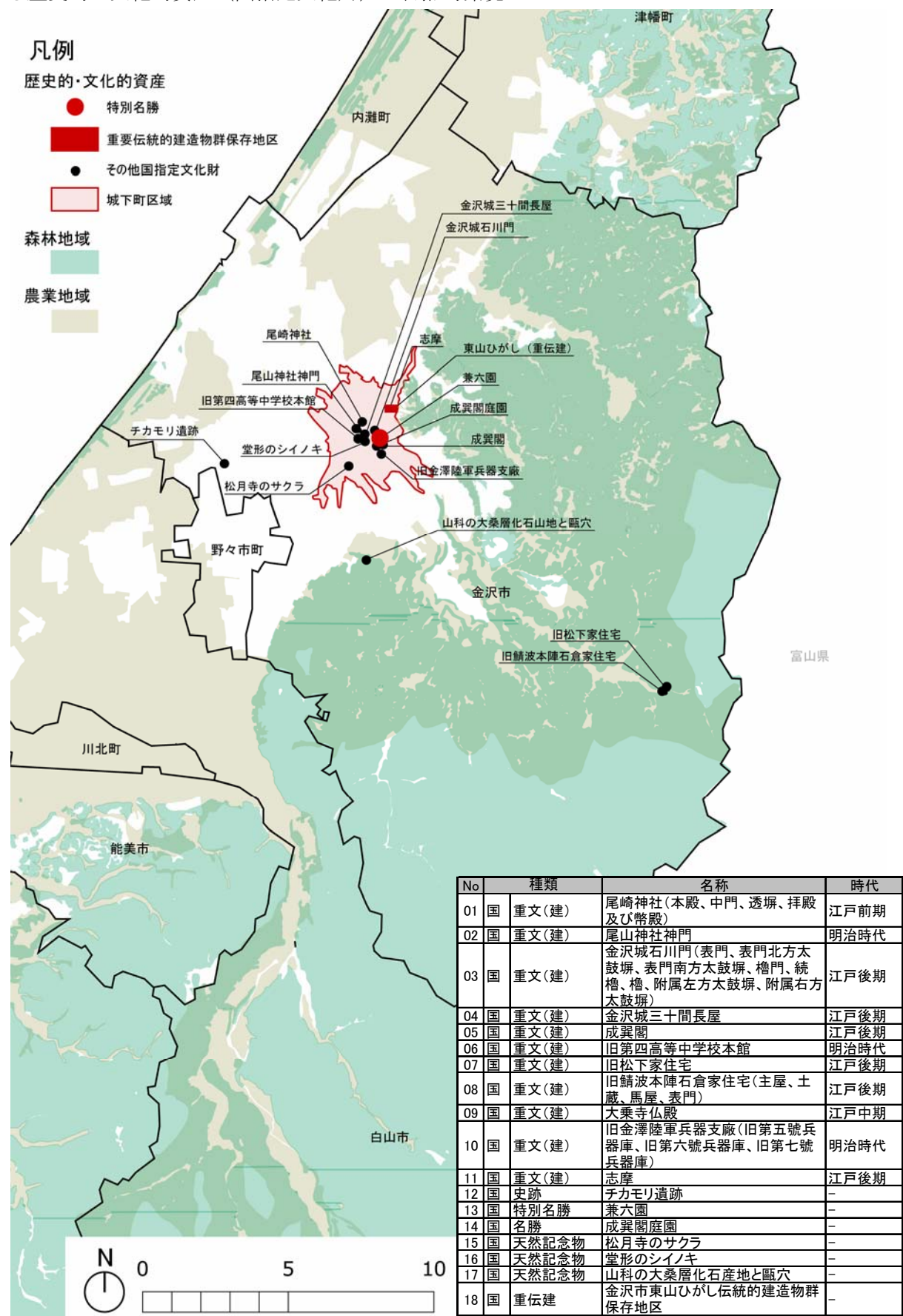
律令時代には、越前国加賀郡に含まれ、小坂・森本地区のうち三池町・吉原町付近に郡衙が置かれていたと推定されている。

天文 15 年（1546）には、加州惣国の政庁として、本願寺支坊金沢坊が完成したことにより、加賀一国の統治の中心が、かつて守護所が置かれていた野市から金沢に移り、近隣の荘郷保の市場集落が集められて寺内町が形成されている。金沢御坊は、天正 8 年（1580）に佐久間盛政により攻め滅ぼされ、「金沢城」が築かれている。

天正 11 年（1583）に盛政が賤ヶ岳で敗れ戦死した後、前田利家が金沢城に入城し尾山城と改称され、以後、尾山城とその城下町は前田氏の支配を受け続けている。領域は、天正 13 年には礪波・射水・婦負の 3 郡を、文禄 4 年には新川郡を加えて約 82 万石に拡大され、慶長 5 年の関ヶ原の戦の功により南加賀 2 郡を加増されて約 119 万石となっている。寛永 16 年に富山・大聖寺の 2 つの支藩を分出させて、表高は約 102 万石となっているが、金沢町は最大の大藩の城下町として歩んでおり、近世の町方人口はほぼ 6 万人、総人口は 12 万人前後とみなされ、江戸、逢坂、京に次ぐ全国第 4 位の大都市であった。大規模な消費経済を支えに、江戸期を通して上方・江戸から多くの学者・文人・茶人・職人などが迎えられている。多くの職人の一時的な留住が高度な芸術技術を移植させ、大規模な藩営工房を結実させて、伝統工芸の町金沢の原型を築き上げてきた。

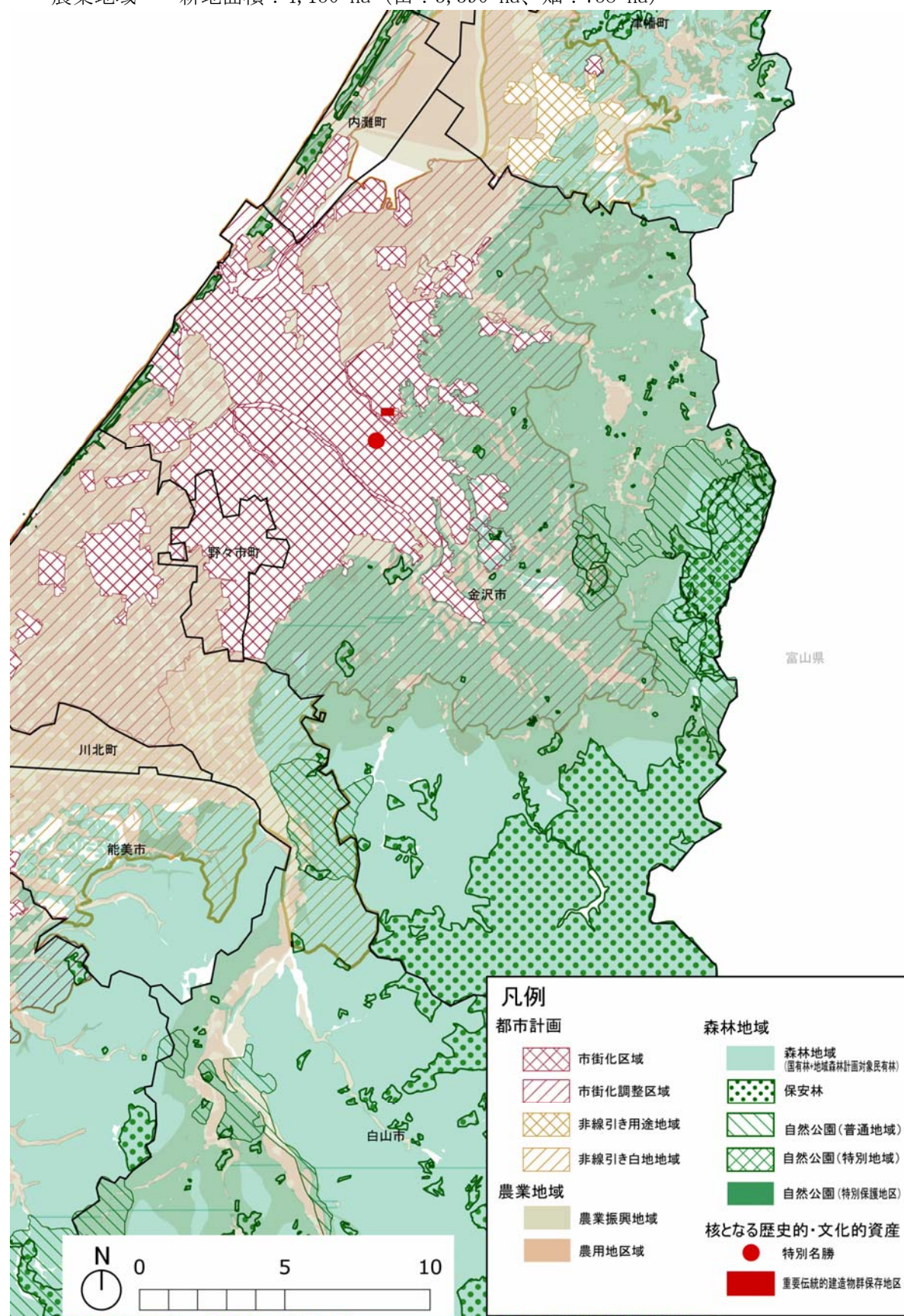
●歴史的・文化的資産と自然的環境の現状＜第二要件＞

○歴史的・文化的資産（国指定文化財）と自然的環境：



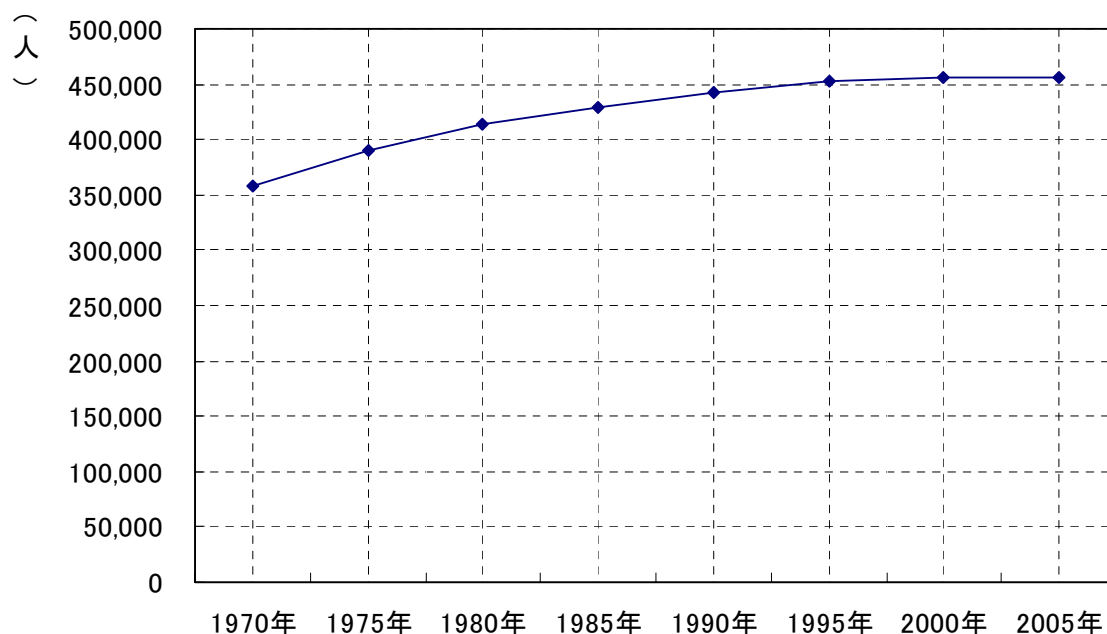
○自然的環境にかかる法規制の状況：

- ・都市計画 都市計画区域面積 22,300 ha、市街化区域面積 8,493 ha
- ・森林地域 林野面積：27,427 ha（国有林：5,716 ha、民有林：21,711 ha）
- ・農業地域 耕地面積：4,150 ha（田：3,390 ha、畑：758 ha）



●近年の開発動向など＜第三要件＞

○人口動向



資料：国勢調査

○都市計画法開発行為、農地法農地転用状況

都市計画法に基づく開発許可 (ha)

年度	合計		宅地系(特定工作物以外)				その他(特定工作物)			
			市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域		市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	71	20.0	36	4.8	2	8.2	13	1.1	20	5.9
平成14年度	70	12.6	42	5.2	4	1.9	14	2.2	10	3.3
平成15年度	65	10.0	53	8.0	12	2.0	0	0.0	0	0.0
平成16年度	101	11.0	85	10.0	16	1.0	0	0.0	0	0.0
平成17年度	96	13.7	86	12.8	10	0.9	0	0.0	0	0.0

農地法に基づく農地転用の許可または届出 (ha)

年度	合計		内 市街化区域		内 1000m ² 以上		許可・届出以外
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
平成13年度	745	43.4	629	34.3	71	17.4	3.6
平成14年度	763	48.7	689	42.8	58	11.7	15.0
平成15年度	775	37.6	677	32.3	62	13.3	34.3
平成16年度	708	36.0	628	31.5	41	7.7	34.2
平成17年度	793	37.5	709	33.3	51	12.2	6.1

その他法(農振法、森林法、自然公園法)に基づく開発許可等 (ha)

年度	農振法		森林法		自然公園法	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	0	0.0	4	17.5	0	0.0
平成14年度	0	0.0	2	21.5	2	8.6
平成15年度	0	0.0	0	0.0	1	0.1
平成16年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成17年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0

資料：土地利用動向調査

安 土 町



安土町（滋賀県）

●基礎データ

- 総人口：12,080 人（2005 年国勢調査）
- 総土地面積：2,430 ha
- 昭和 29 年（1954）4 月 1 日、安土村と老蘇村が合併して成立。
- 滋賀県の中央に位置する。琵琶湖の内湖であった大中之湖干拓地から、東西約 2km の幅の南北約 11km の細長い町。
- 標高 433m の織山の山稜線が神崎郡との郡界となり、北西に続く丘陵が標高 200m の安土山となっている。平野部の北半部分は低湿地帯が湖岸部に広がり、冠水の被害が多く、湖岸から縦横に造られたクリークは近江の水郷として、町を特徴付けていたが、内湖の干拓によって今はわずかにその面影を残すのみとなっている。



●歴史的位置づけ＜第一要件＞

安土町宮津の丘陵地にある瓢箪山古墳は横穴式石室と箱式石棺をもつ前方後円墳で、4 世紀後半のものと推定され、この地帯に 4 世紀には大和盆地と並ぶ高い文化をもつ古代豪族がいたことを示している。このほか、安土山や観音寺山などに多数の古墳が立地している。

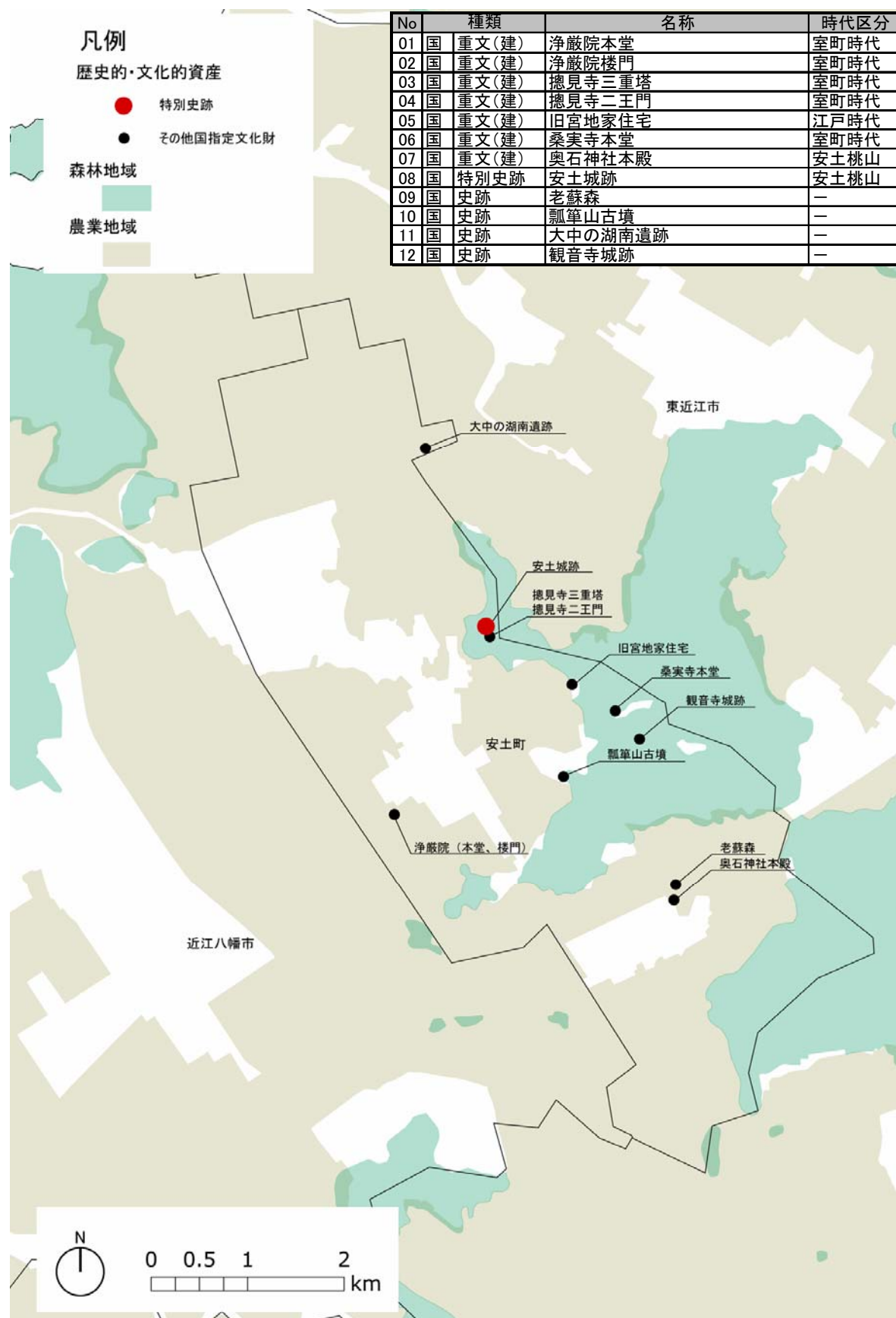
中世には、源平合戦に功労のあった佐々木氏が、鎌倉幕府によって近江守護に任ぜられ、その本拠地である佐々木荘の小脇（旧八日市市小脇町）に居館を構えている。南北朝期になると、佐々木六角氏が織山に観音寺城を築き、応仁・文明の乱の頃には居館も観音寺山に移し、その城下の石寺に楽市を開き、城下町をつくっている。観音寺城は、昭和 45 年（1970）にその本丸などの一部が発掘調査されたが、その遺構は全山に散在しており、その規模からみても全国一の中世山城の遺跡である。その城下町石寺の楽市も全国初めてのものといわれ、佐々木六角氏の政治支配を物語るものとして注目されている。

織田信長は、天正 4 年（1576）から安土山に築城に取り掛かり、同 7 年（1579）に七重の天守閣をもつ安土城を完成して居城とした。同 5 年、信長は城下町建設の掟をくだし、楽市・楽座を設け、町人の課役免除のほか、商人の通行を義務づけ、国中の馬の売買を同町で行なうことなどを決めている。

天正 10 年（1582）に信長が本能寺で倒れると、同 13 年、近江 43 万石は豊臣秀次の支配地となるが、秀次は居城を近江八幡に定め、城の移築と同時に安土の城下町も商人とともに移してしまい、安土は元の農村にもどっている。

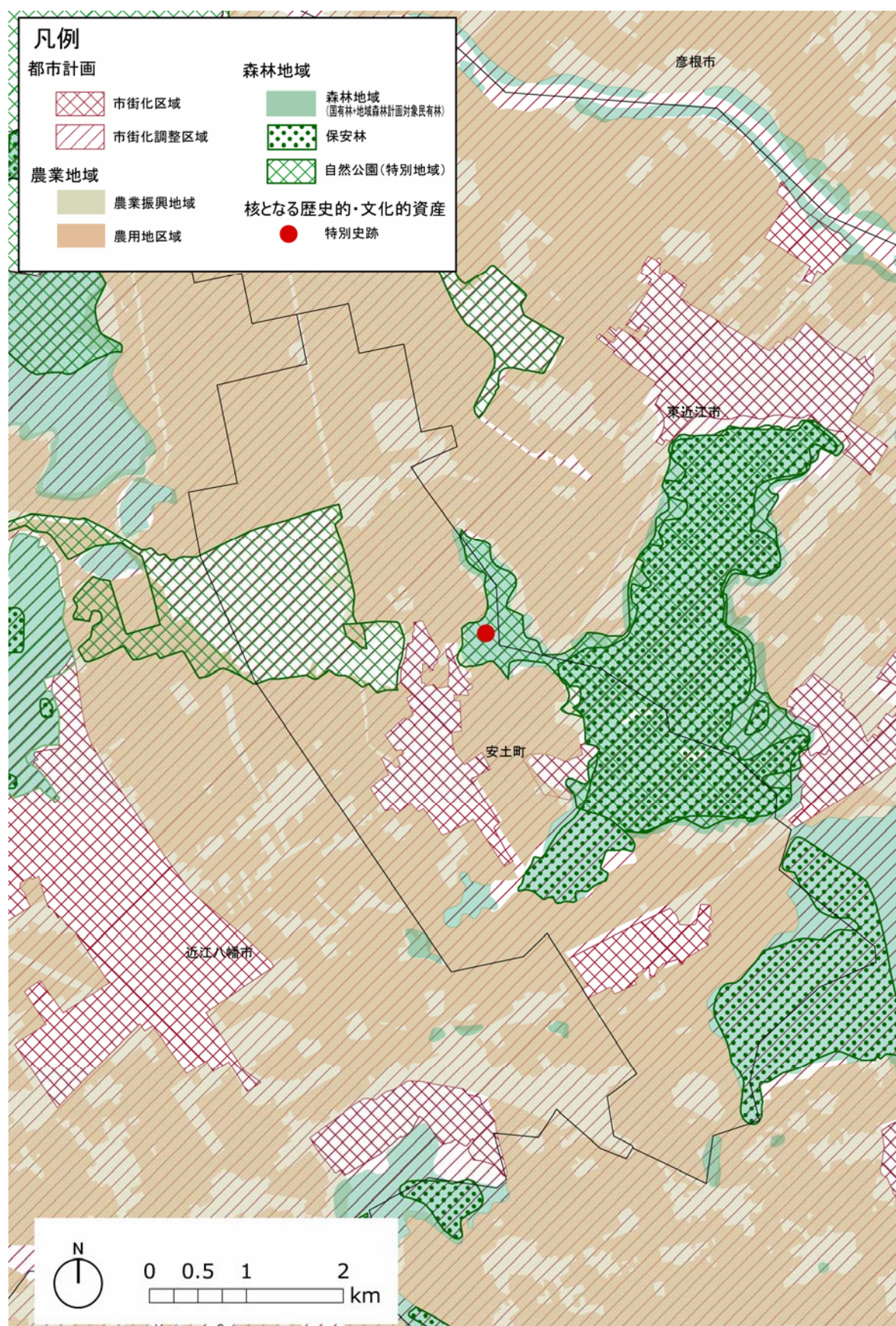
●歴史的・文化的資産と自然的環境の現状＜第二要件＞

○歴史的・文化的資産（国指定文化財）と自然的環境：



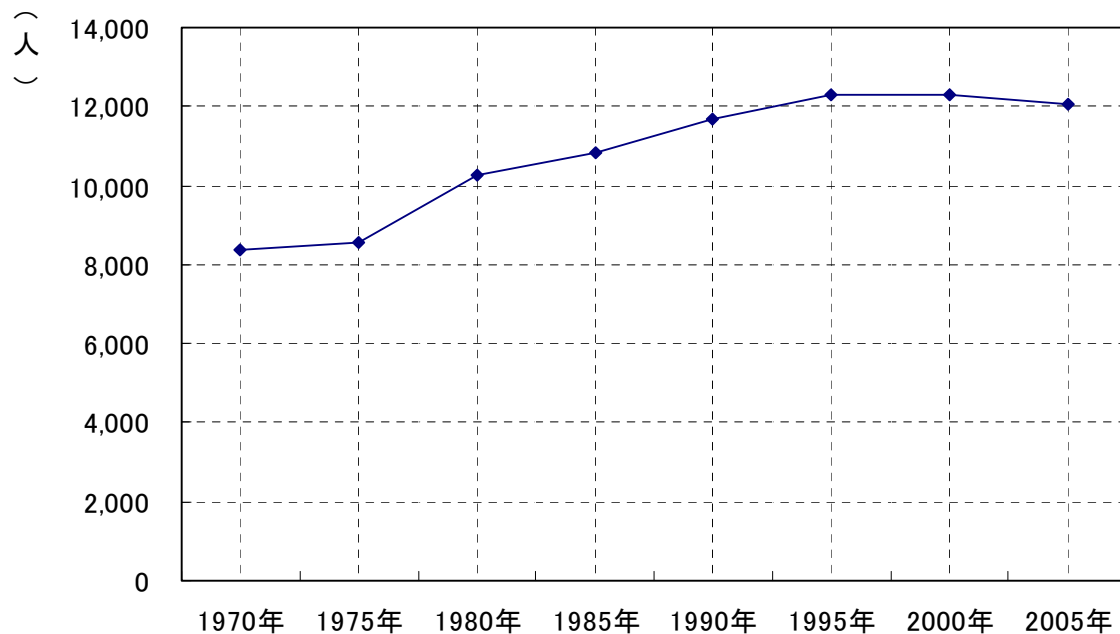
○自然的环境にかかる法規制の状況：

- ・都市計画 都市計画区域面積 2,430 ha、市街化区域面積 227 ha
- ・森林地域 林野面積：484 ha（国有林：0 ha、民有林：484 ha）
- ・農業地域 耕地面積：1,130 ha（田：1,100 ha、畑：33 ha）



●近年の開発動向など＜第三要件＞

○人口動向



資料：国勢調査

○都市計画法開発行為、農地法農地転用状況

都市計画法に基づく開発許可 (ha)

年度	合計		宅地系(特定工作物以外)				その他(特定工作物)			
			市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域		市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	2	0.4	1	0.4	1	0.0	0	0.0	0	0.0
平成14年度	2	0.5	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成15年度	7	1.0	2	0.4	4	0.5	1	0.1	0	0.0
平成16年度	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0
平成17年度	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0

農地法に基づく農地転用の許可または届出 (ha)

年度	合計		内 市街化区域		内 1000㎡以上		許可・届出以外
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
平成13年度	24	1.8	13	0.9	4	0.7	0.1
平成14年度	27	1.8	17	1.1	5	0.9	1.1
平成15年度	22	2.7	13	0.7	3	2.0	0.4
平成16年度	27	1.4	18	0.9	0	0.0	0.1
平成17年度	13	0.7	6	0.1	0	0.0	0.2

その他法(農振法、森林法、自然公園法)に基づく開発許可等 (ha)

年度	農振法		森林法		自然公園法	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	0	0.0	0	0.0	5	1.6
平成14年度	0	0.0	0	0.0	3	12.1
平成15年度	0	0.0	0	0.0	2	0.9
平成16年度	0	0.0	0	0.0	2	0.3
平成17年度	0	0.0	0	0.0	1	0.2

資料：土地利用動向調査

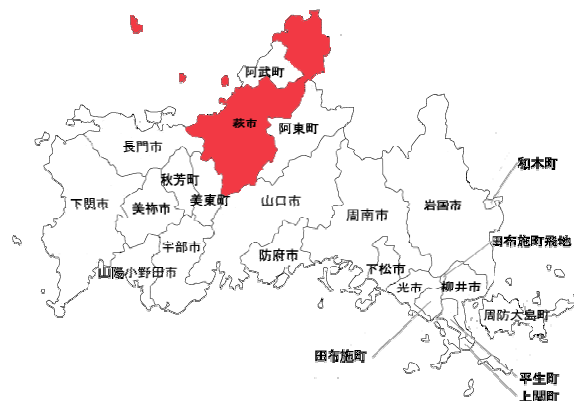
萩 市



萩市（山口県）

●基礎データ

- 総人口：59,578 人（2005 年国勢調査）
- 総土地面積：69,886 ha
- 昭和 7 年（1932）7 月 1 日、萩町に市制施行されて旧萩市が成立。平成 17 年（2005）3 月 6 日に、旧萩市・川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村の 1 市 2 町 4 村が合併し、新萩市が成立。



- 山口県の中央北部に位置し、東西 18.5km、南北 20.5km の細長い三日月形をしている。

- 地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、南部市境界付近に標高 700m を超える山々が連なっている。山地が大半を占めており、低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られ、丘陵地は田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度である。また、日本海にはいくつかの離島が点在している。

●歴史的位置づけ＜第一要件＞

萩市域には、縄文時代・弥生時代・古墳時代の遺物が所々に点在している。

律令制下では長門国阿武郡・大津郡に属しており、郡司は阿武国造の子孫が世襲し、平安中期頃まで阿武公として存続していたと考えられている。郡衙は大井地区の旧阿武国造の家に引き続いて置かれていた。

正平 13 年（1358）周防の大内弘世が厚東氏を滅ぼして長戸の守護となり、それ以後、天文 20 年（1551）まで 193 年間、萩地方も大内氏の支配するところとなっている。

慶長 9 年（1604）から、毛利輝元により指月山への築城が進められ、それと並行して城下町造りも行われている。沼地の埋立てや松林の切り開きなどにより、城下町の一応の完成は、城下町絵図によると享保年間（1716～1736）であったと推測される。享保 4 年の 5 代藩主毛利吉元の時に城内三の丸（堀内）に設立された藩学明倫館は、江戸期、全国に 200 あまり設立された藩校のうち 12 番目にでき、設備・教育内容とも全国有数であり、人材輩出の基となっている。また、吉田松陰による私塾松下村塾は、初代総理大臣の伊藤博文をはじめ明治維新の原動力となった多くの人材を輩出している。

慶応 3 年（1867）に、藩庁が山口に移転すると、多数の人と施設も萩から山口へと移転し、隆盛の機運から遠ざかっていっている。政庁としての萩城の必要性もなくなり、明治 4 年に 3 か所の総門が解除されたのを手始めに、同 7 年には城内の全ての建物払い下げが決定され、天守閣をはじめとして多くの矢倉や門などいずれも二束三文で売却され、城下町萩の象徴であった白亜の城は姿を消している。

●歴史的・文化的資産と自然的環境の現状＜第二要件＞

○歴史的・文化的資産（国指定文化財）と自然的環境：

凡例

歴史的・文化的資産

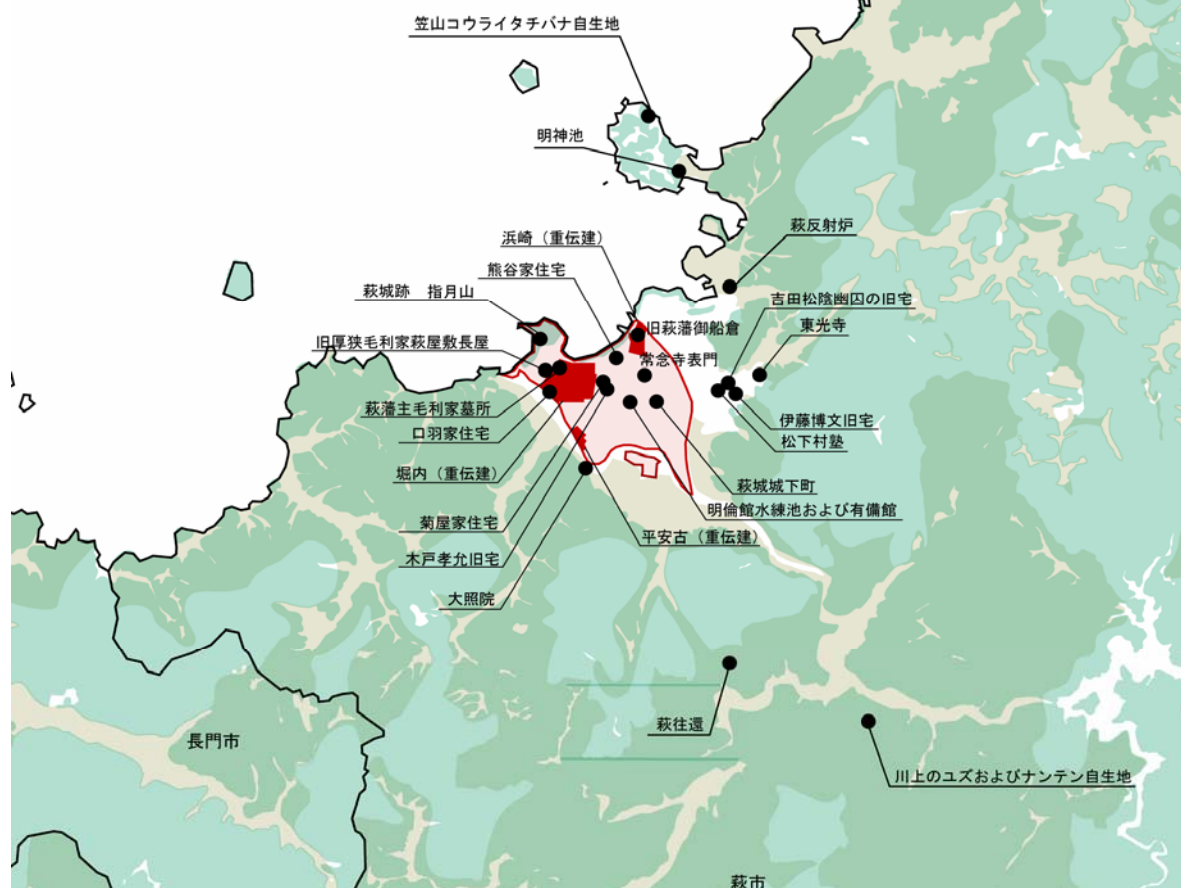
重要伝統的建造物群保存地区

● その他国指定文化財

城下町区域

森林地域

農業地域



No	種類	名称	時代	No	種類	名称	時代
01	国(重文(建))	森田家住宅	江戸後期	16	国(史跡)	旧萩藩御船倉	-
02	国(重文(建))	常念寺表門	安土桃山	17	国(史跡)	萩城城下町	-
03	国(重文(建))	旧厚狭毛利家萩屋敷長屋	江戸後期	18	国(史跡)	見島ジーコンボ古墳群	-
04	国(重文(建))	東光寺(大雄宝殿、鐘楼、三門、総門)	江戸中期～後期	19	国(史跡)	萩城跡	-
05	国(重文(建))	菊屋家住宅(主屋、本蔵、金蔵、米蔵、釜場)	江戸中期～後期	20	国(史跡)	旧萩藩校明倫館	-
06	国(重文(建))	口羽家住宅(主屋、表門)	江戸後期	21	国(天然記念物)	川上のユズおよびナンテン自生地	-
07	国(重文(建))	熊谷家住宅(主屋、離れ座敷、本蔵、宝蔵)	江戸中期～後期	22	国(天然記念物)	明神池	-
08	国(重文(建))	大照院(本堂、庫裏、書院、鐘楼門、経蔵)	江戸中期～後期	23	国(天然記念物)	笠山コウライタチバナ自生地	-
09	国(史跡)	萩藩主毛利家墓所	-	24	国(天然記念物)	見島ウシ産地	-
10	国(史跡)	萩住還	-	25	国(天然記念物)	見島のカメ生息地	-
11	国(史跡)	松下村塾	-	26	国(天然記念物)	指月山	-
12	国(史跡)	吉田松陰幽囚ノ旧宅	-	27	国(重伝建)	萩市浜崎伝統的建造物群保存地区	-
13	国(史跡)	萩反射炉	-	28	国(重伝建)	萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区	-
14	国(史跡)	伊藤博文旧宅	-	29	国(重伝建)	萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区	-
15	国(史跡)	木戸孝允旧宅	-				

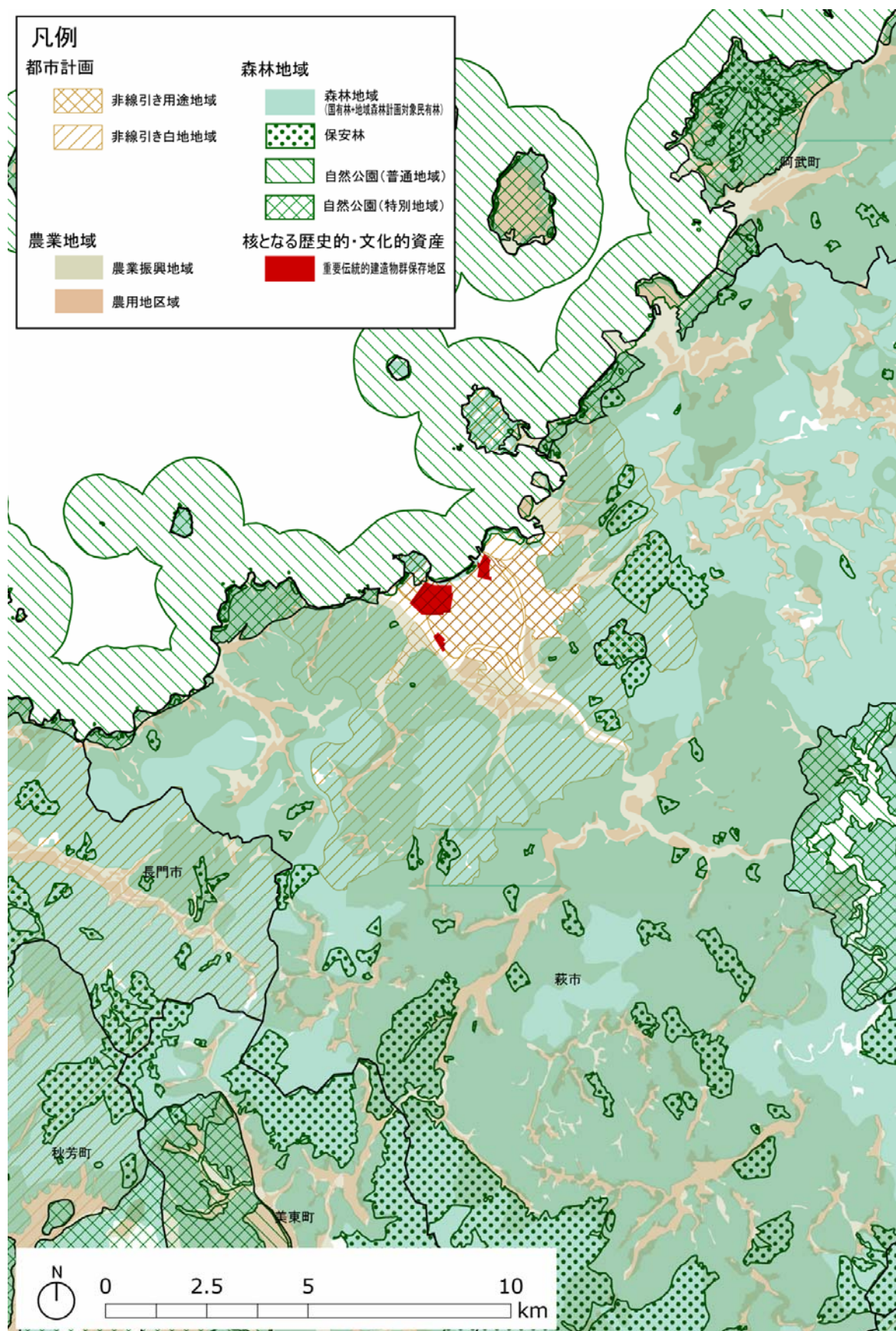


0 2.5 5 10 km

(*) 森田家住宅、見島ジーコンボ古墳群、見島ウシ産地、見島のカメ生息地は地図範囲外に位置している

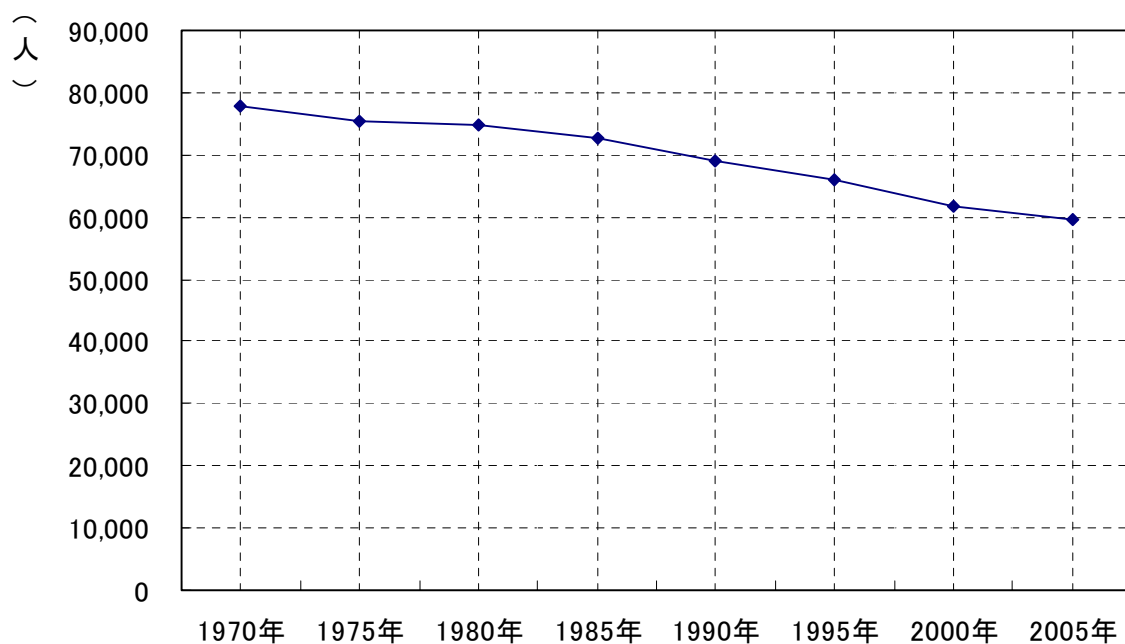
○自然的環境にかかる法規制の状況：

- ・都市計画 都市計画区域面積 5,922 ha、市街化区域面積 - ha
- ・森林地域 林野面積：55,922 ha（国有林：419 ha、民有林：55,503ha）
- ・農業地域 耕地面積：4,870 ha（田：3,550 ha、畑：1,320 ha）



●近年の開発動向など＜第三要件＞

○人口動向



資料：国勢調査

○都市計画法開発行為、農地法農地転用状況

都市計画法に基づく開発許可 (ha)

年度	合計		宅地系(特定工作物以外)				その他(特定工作物)			
			市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域		市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	2	1.3	2	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成14年度	3	1.8	3	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成15年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成16年度	2	4.2	2	4.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成17年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

農地法に基づく農地転用の許可または届出 (ha)

年度	合計		内 市街化区域		内 1000㎡以上		許可・届出以外
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
平成13年度	56	3.5	0	0.0	16	3.2	2.7
平成14年度	60	4.1	0	0.0	9	2.6	1.7
平成15年度	33	1.2	0	0.0	2	0.4	1.9
平成16年度	38	2.0	0	0.0	4	2.8	10.1
平成17年度	65	5.5	0	0.0	15	4.0	4.8

その他法(農振法、森林法、自然公園法)に基づく開発許可等 (ha)

年度	農振法		森林法		自然公園法	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	0	0.0	1	6.9	5	0.5
平成14年度	0	0.0	0	0.0	4	0.4
平成15年度	0	0.0	0	0.0	5	0.7
平成16年度	0	0.0	0	0.0	1	0.3
平成17年度	0	0.0	4	25.5	4	0.1

資料：土地利用動向調査

太宰府市



太宰府市（福岡県）

●基礎データ

- 総人口：68,087 人（2005 年国勢調査）
- 総土地面積：2,961 ha
- 昭和 30 年（1955）に太宰府町と水城村が合併して太宰府町となり、昭和 57 年（1982）に市制を施行している。
- 福岡県の中央部北西寄りに位置する。
- 北東部は三郡山地で、南西端は背振山地に入り込み、四王寺山脈を北壁とする中央部に開けた両山地を分かち御笠川構造谷の低地は福岡・筑紫両平野を結ぶ要地である。



●歴史的位置づけ＜第一要件＞

太宰府市には御笠など神功皇后にかかわる地名起源伝承もあるが、当市の古代史は大宰府政庁の歴史といっても過言ではない。「日本書紀」推古天皇 17 年（609）条に初見される筑紫大宰と、その管掌組織が大宰府の前身であり、それは那津（福岡市南区三宅付近）に駐在していたと推定されている。白村江敗戦後の天智天皇 3 年（664）、筑紫などに防人と烽を配置し、水城を築いて水を蓄え、翌年には大野・椽両城を築いて北九州の防衛強化をはかっているが、大宰府もその頃、現在地に設置されたと推定される。

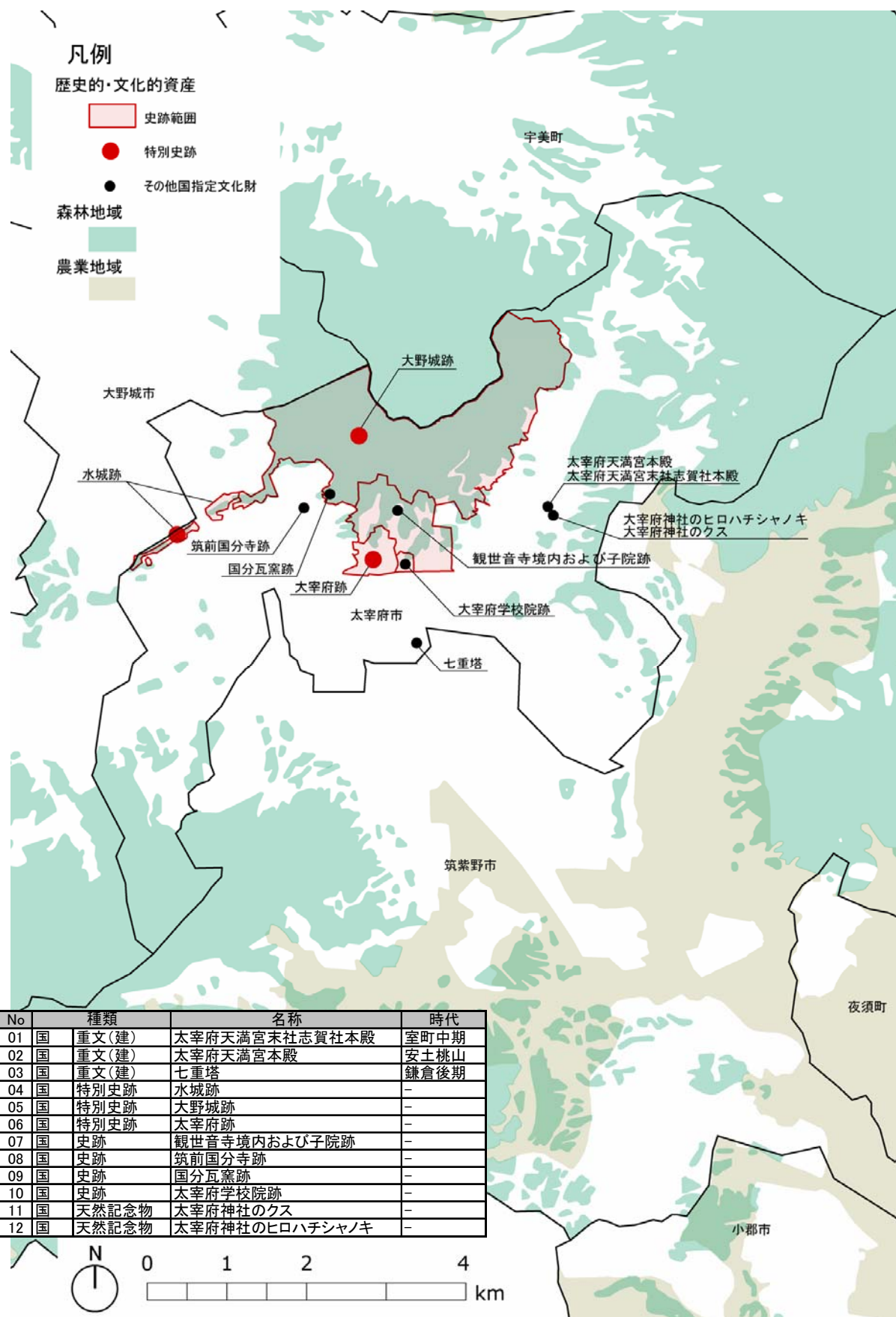
律令制下の大宰府は、西海道諸国島に対する総管府および対外交渉の門戸としての機能を果たし、政府直轄を原則とする律令制地方支配機構では類例のない特異な官衙であった。天平元年（729）前後の大宰帥大伴旅人や当時の筑前守山上憶良らは、「万葉集」に収められた数々の歌を残している（筑紫歌壇）。特に同 2 年正月の旅人宅に府官人など 32 人が会した梅花の宴は有名である。

寿永 2 年（1183）に安徳天皇を奉じて西走してきた平家一門は大宰府に入り、天満宮で連歌を行なうなどしたが、2 ヶ月後には豊後の緒方惟義によって府を追われている。鎌倉幕府成立後、武藤資頼が幕府の九州支配の中枢を占め、大宰府守護所と称している。彼の子孫は、その地位を相承して少貳氏と称し、豊後の大友、薩摩の島津両氏とともに九州を三分する勢力を有していた。その後、博多に鎮西探題が設置されると大宰府守護所はその実を失い、北条氏一門の進出によって、幕府の九州支配体制における同氏の地位も低下し、それに伴って、前代以来の九州支配の中心地としての当地の政治的性格も大きく変化し、その後は少貳氏という一豪族の本拠としての側面が強くなっている。その後、応永 4 年には大内義弘が少貳貞頼を破って大宰府を占領、大内氏滅亡後は豊後の大友氏が進出している。中世は、前代以来の伝統、少貳氏の存在などによって戦乱に明けくれ、文明 12 年（1480）に当地を訪れた宗祇も記しているように、甚だしく荒廃していた。

近世、天正年間の市内には 12 か村の名が見える。天満宮の門前町として発達した宰府村は、街道には面していないが、天満宮参詣の宿場として筑前二十一宿の 1 つに数えられている。

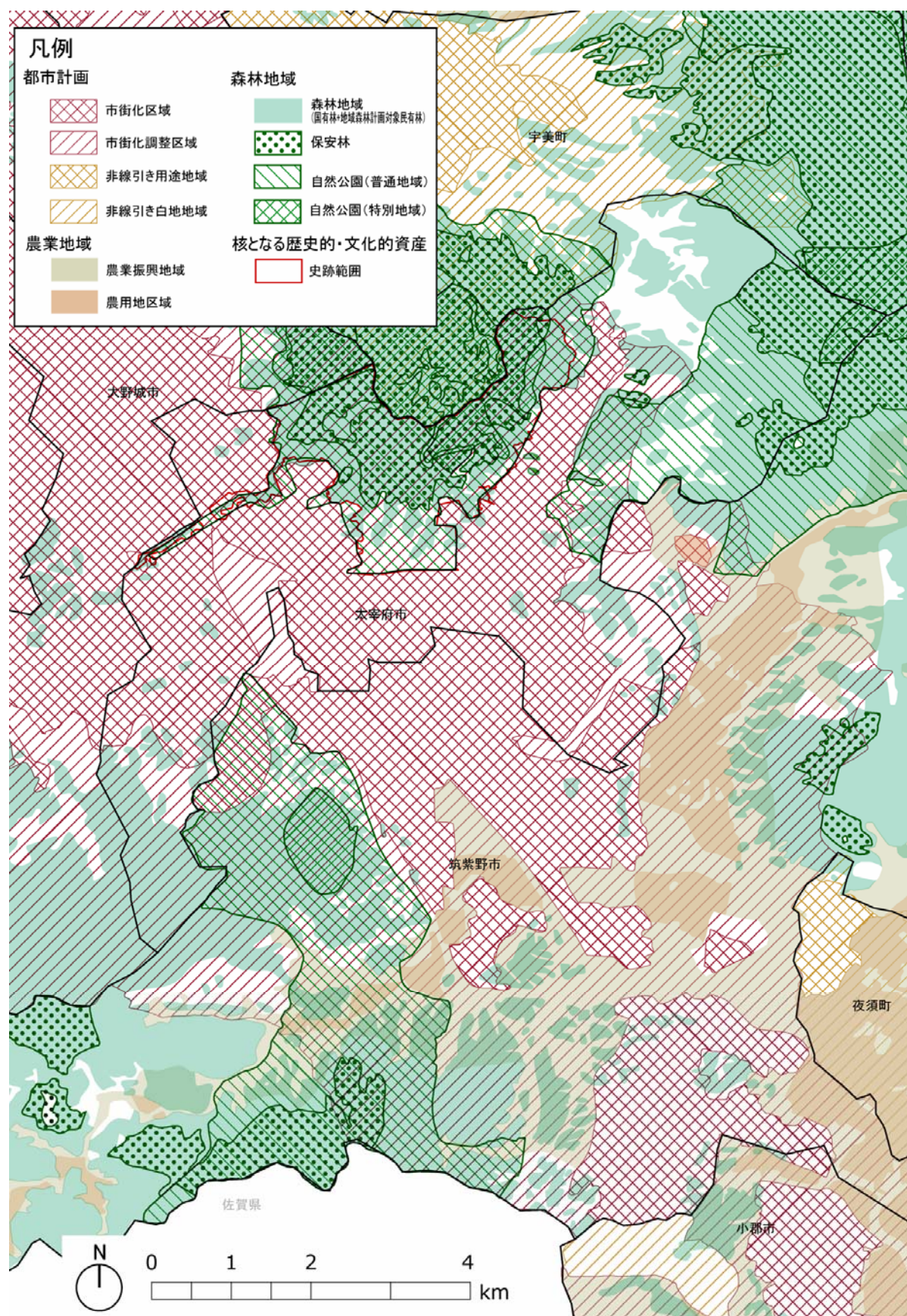
●歴史的・文化的資産と自然的環境の現状＜第二要件＞

○歴史的・文化的資産（国指定文化財）と自然的環境：



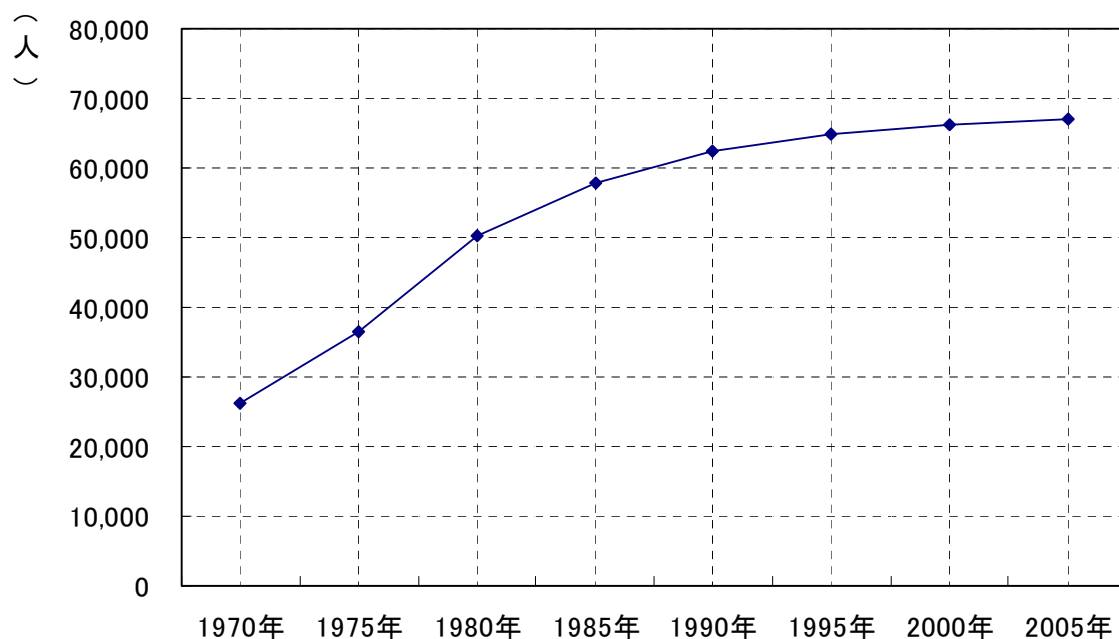
○自然的環境にかかる法規制の状況：

- ・都市計画 都市計画区域面積 2,253 ha、市街化区域面積 1,160 ha
- ・森林地域 林野面積：1,203 ha（国有林：111 ha、民有林：1,092 ha）
- ・農業地域 耕地面積：190 ha（田：167 ha、畑：23 ha）



●近年の開発動向など＜第三要件＞

○人口動向



資料：国勢調査

○都市計画法開発行為、農地法農地転用状況

都市計画法に基づく開発許可 (ha)

年度	合計		宅地系(特定工作物以外)				その他(特定工作物)			
			市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域		市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	3	0.8	3	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成14年度	9	2.6	8	2.5	1	0.1	0	0.0	0	0.0
平成15年度	6	0.9	4	0.8	2	0.1	0	0.0	0	0.0
平成16年度	9	1.9	8	1.6	1	0.3	0	0.0	0	0.0
平成17年度	9	1.8	9	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0

農地法に基づく農地転用の許可または届出 (ha)

年度	合計		内 市街化区域		内 1000㎡以上		許可・届出以外
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
平成13年度	84	4.7	77	4.4	14	2.8	0.5
平成14年度	61	6.5	49	5.3	11	4.1	0.5
平成15年度	42	2.5	30	1.7	11	21.0	0.4
平成16年度	58	5.1	51	2.7	13	4.0	0.4
平成17年度	80	4.9	68	3.8	13	2.8	0.4

その他法(農振法、森林法、自然公園法)に基づく開発許可等 (ha)

年度	農振法		森林法		自然公園法	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	—	—	2	3.8	0	0.0
平成14年度	—	—	0	0.0	1	3.3
平成15年度	—	—	2	16.1	5	7.2
平成16年度	—	—	0	0.0	4	2.2
平成17年度	—	—	2	1.2	2	0.4

(*) —：該当なし

資料：土地利用動向調査

那 霸 市



那覇市（沖縄県）

●基礎データ

- 総人口：312,308 人（2005 年国勢調査）
- 総土地面積：3,904 ha
- 大正 10 年（1921）に那覇区を市制施行して成立。昭和 29 年（1954）に首里市、小禄村を編入、昭和 32 年（1957）に真和志市を編入、昭和 50 年（1975）に西原町幸地の一部を編入している。
- 沖縄本島南部に位置し、西は東シナ海に面する。
- 豊見城市との境に近い弁ヶ嶽（165.7m）を最高標高とする 80～140m の段丘面が、首里や識名の台地を形成している。さらに首里の西方には、標高 30～60m と 10～20m の 2 つの下位段丘面が広がっている。その他は、ほぼ標高 10m 以下の低地である。国場川下流は漫湖と呼ばれ、大きな入り江を形成していたが、今日では自然に埋め立てられて干潟となり、さらに人工的にも埋立てが進められた。



●歴史的位置づけ＜第一要件＞

都市化の波によって、遺跡の多くが破壊・変形されたため考古資料は甚だ少なく、原始時代から古代にかけての明確なイメージを得るまでには至っていない。しかし、市域で確認された遺跡のほとんどが石灰岩丘陵・台地に形成されていることから、旧石器時代～グスク時代の居住地は、これらの丘陵・台地に限られ、海岸低地には及ばなかったことが分かる。

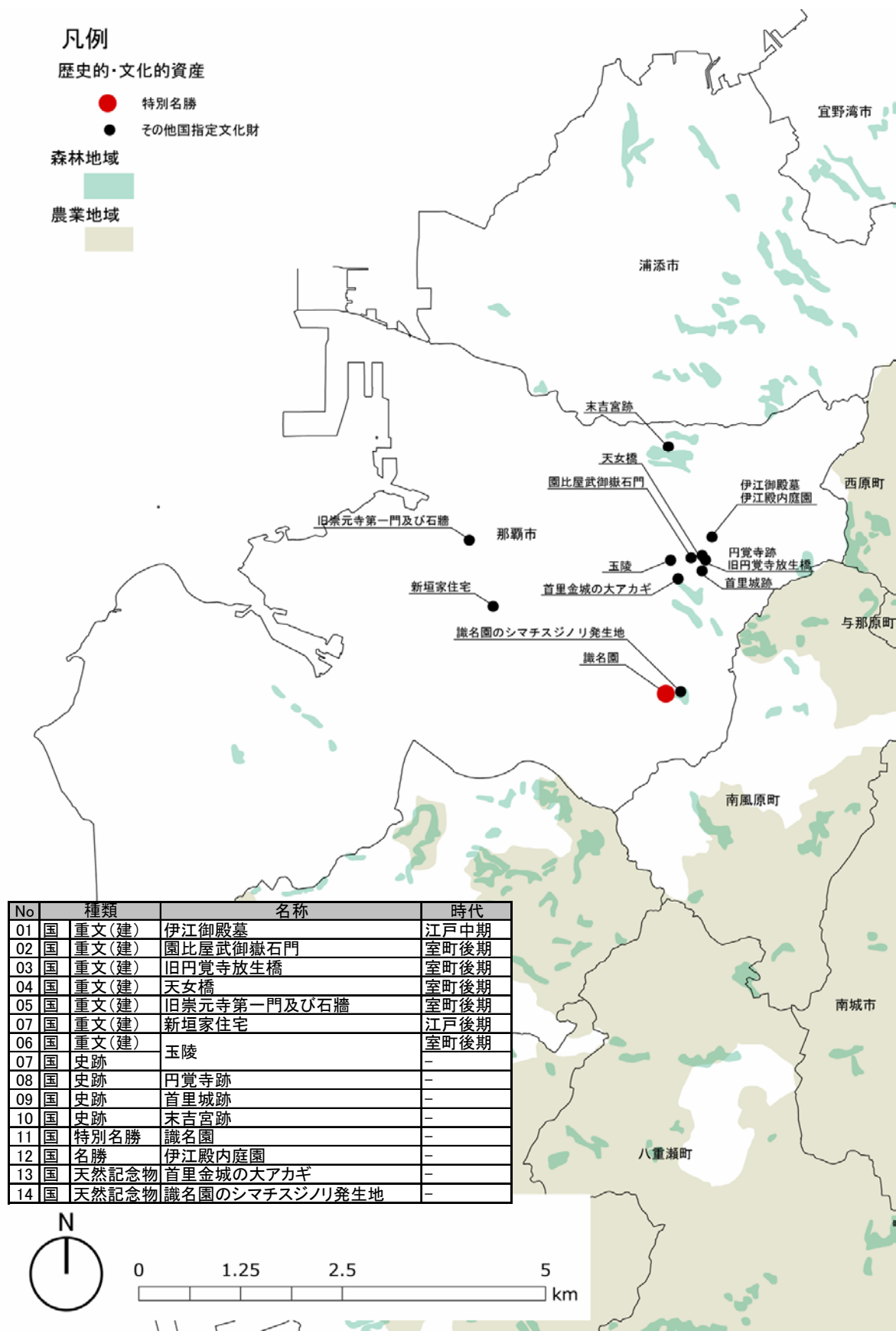
近世に編纂された「中山世鑑」「球陽」などの正史は、沖縄が有史以来天孫氏という王統によって統治されてきたという神話的叙述を提示する。そのため、有史以来王府の所在地もまた首里に置かれてきたと述べている。しかし、現在の通説では、12～14 世紀の王国形成揺籃の地は浦添といわれ、後世になって浦添から首里に拠点が移動したと想定されている。

宣徳 4 年（1429）、中山王尚巴志が南山を滅ぼして統一王朝（第一尚氏王統）を確立し、琉球王国の歴史が始まっている。これにより、首里は王国経営の政治拠点として発展することとなる。琉球王国は、察度王代から中国皇帝による冊封を受けるとするという伝統を保持してきたが、首里は中国皇帝が派遣する冊封使を迎える都市であり、対外的にも琉球王国を代表する王都となっている。首里が対外関係の顔であったとすれば、那覇は対外関係の窓口であった。那覇港・泊港といった二大要津を擁する那覇は、諸外国や王国内の各島嶼を結ぶ海上交通の拠点として発展している。那覇港は国場川、泊港は安里川の河口部に形成された港であるが、この両河川と複雑に入り込んだ干潟や浅瀬によって、那覇は島状の地形をなし、浮島という別称が生まれている。弘治 14 年（1501）王家の墓陵である玉陵の造営、翌 15 年朝鮮国王から贈られた大蔵経を収めた方冊蔵経堂の創建、正徳 14 年（1519）園比屋武御嶽石門の創建、嘉靖 7 年（1528）か同 8 年の首里門（守礼門）の創建が行われている。慶長 14 年（1609）の島津侵入により独立自営の琉球王国時代は終わり、琉球は薩摩藩を直接の管理者として幕藩体制の一環に位置づけられるところの「異国」となっている。一方で、伝統的な中国との外交関係である冊封・進貢関係は存続し、王国体制も温存されていた。

第二次大戦では、10・10 空襲、沖縄戦により那覇市域は壊滅的な打撃を受け、市民生活はもとより多くの文化財もことごとく失われている。（注）宣徳、弘治、正徳、嘉靖は中国、明代の元号

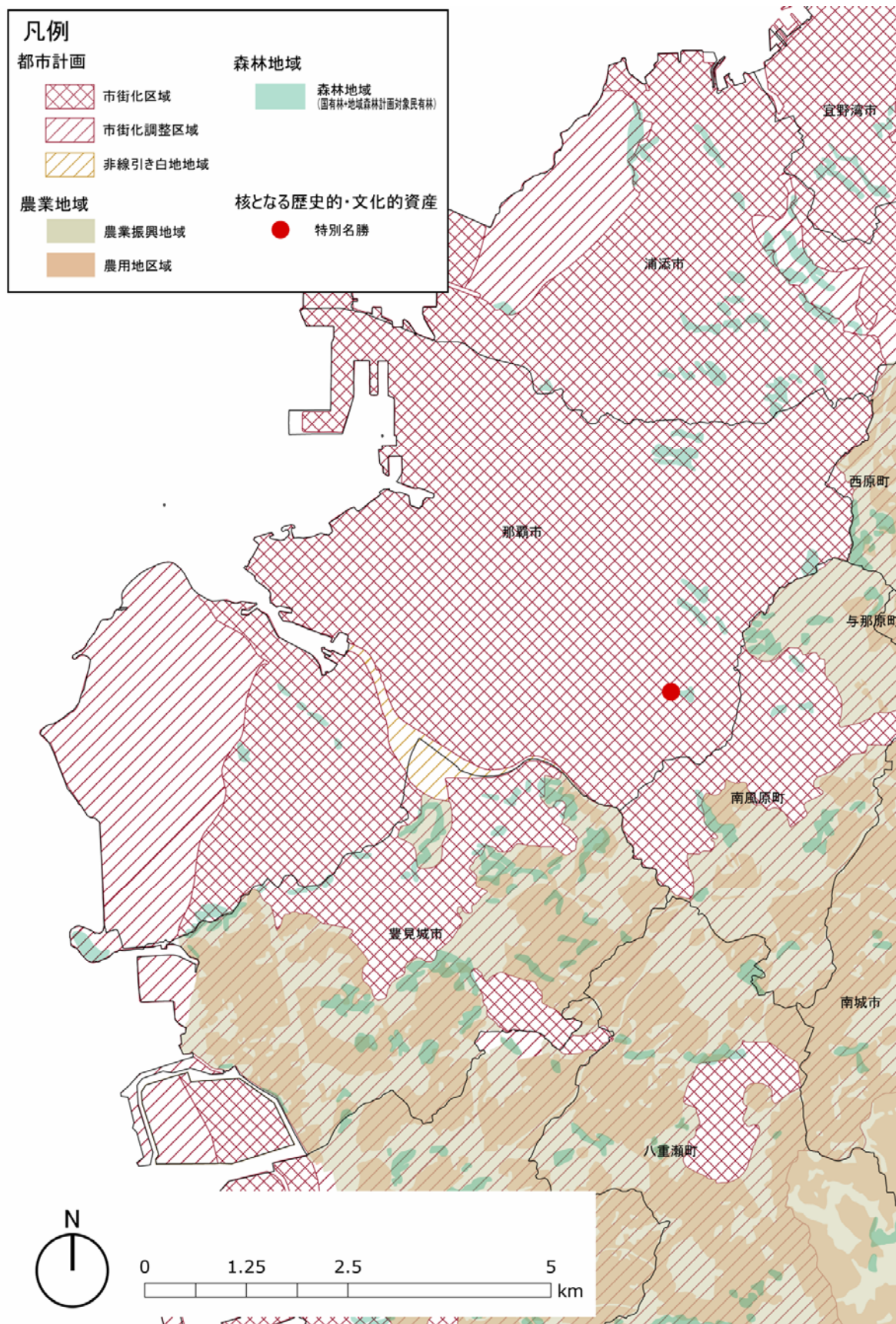
●歴史的・文化的資産と自然的環境の現状＜第二要件＞

○歴史的・文化的資産（国指定文化財）と自然的環境：



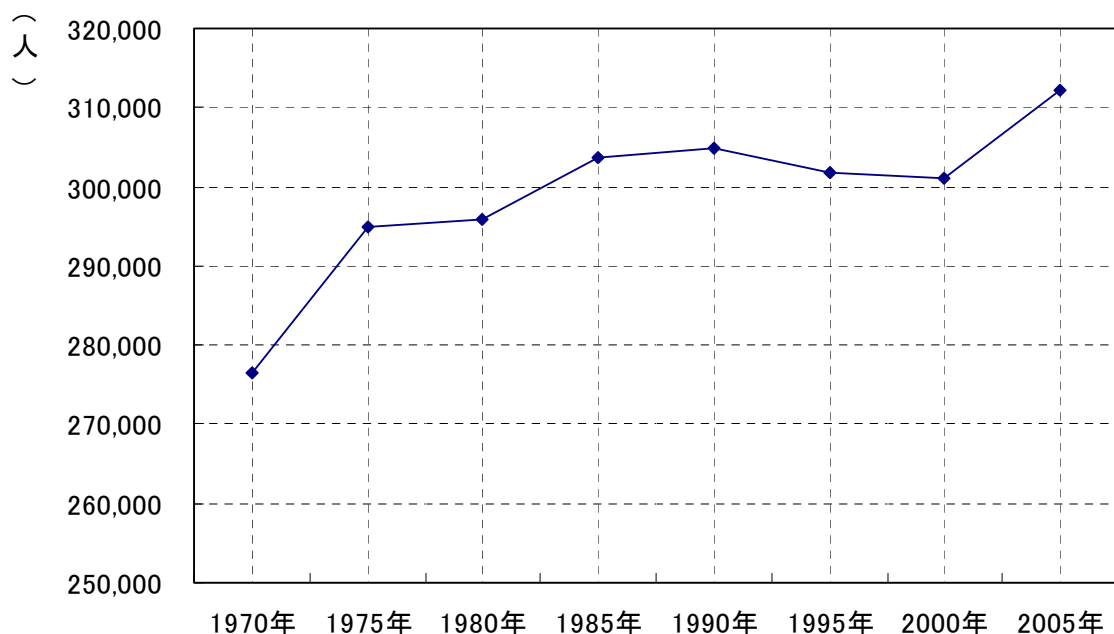
○自然的環境にかかる法規制の状況：

- ・都市計画 都市計画区域面積 3,864 ha、市街化区域面積 3,212 ha
- ・森林地域 林野面積：27 ha（国有林：0 ha、民有林：27 ha）
- ・農業地域 耕地面積：18 ha（田：0 ha、畑：18 ha）



●近年の開発動向など＜第三要件＞

○人口動向



資料：国勢調査

○都市計画法開発行為、農地法農地転用状況

都市計画法に基づく開発許可 (ha)

年度	合計		宅地系(特定工作物以外)				その他(特定工作物)			
			市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域		市街化区域又は用途地域		その他の都市計画区域	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	8	3.7	3	1.9	-	-	5	1.8	-	-
平成14年度	2	0.7	2	0.7	-	-	0	0.0	-	-
平成15年度	4	1.1	4	1.1	-	-	0	0.0	-	-
平成16年度	1	1.2	1	1.2	-	-	0	0.0	-	-
平成17年度	3	1.0	3	1.0	-	-	0	0.0	-	-

農地法に基づく農地転用の許可または届出 (ha)

年度	合計		内 市街化区域		内 1000㎡以上		許可・届出以外
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
平成13年度	117	10.9	117	10.9	29	9.7	0.0
平成14年度	22	3.7	22	3.7	22	3.7	0.0
平成15年度	27	5.5	27	5.5	27	5.5	0.0
平成16年度	13	2.3	13	2.3	13	2.3	0.0
平成17年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0

その他法(農振法、森林法、自然公園法)に基づく開発許可等 (ha)

年度	農振法		森林法		自然公園法	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成13年度	-	-	0	0.0	-	-
平成14年度	-	-	0	0.0	-	-
平成15年度	-	-	0	0.0	-	-
平成16年度	-	-	0	0.0	-	-
平成17年度	-	-	0	0.0	-	-

(*) - : 該当なし

資料：土地利用動向調査